

2012 著作権法改正

2012/7/7



CC BY-NC-SA 3.0

クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 継承 3.0 非移植

biac



わんくま同盟 名古屋勉強会 #22

改正著作権法 2012/6/27 公布

お知らせ

政策について

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省について

教育

科学技術・学術

スポーツ

文化

[トップ](#) > [政策について](#) > [国会提出法律](#) > [第180回国会における文部科学省成立法律\(平成24年1月24日～\)](#) > [著作権法の一部を改正する法律](#)

● 著作権法の一部を改正する法律

- ▶ [著作権法の一部を改正する法律\(条文\) \(PDF:135KB\)](#) 
- ▶ [著作権法の一部を改正する法律\(新旧対照表\) \(PDF:171KB\)](#) 

お問い合わせ先

文化庁著作権課



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(大臣官房総務課法令審議室)

▶ [文部科学省ホームページトップへ](#) ▶ [ページの先頭に戻る](#)

[お知らせ](#) | [政策について](#) | [白書・統計・出版物](#) | [申請・手続き](#) | [文部科学省について](#) | [教育](#) | [科学技術・学術](#) | [スポーツ](#) | [文化](#)

[ご意見・お問い合わせ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [アクセシビリティへの対応について](#)

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号 電話番号: 03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) [案内図](#)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1322895.htm



わんくま同盟 名古屋勉強会 #22

ちなみに、審議経過

- 6/15
衆院委員会審議・可決
衆院本会議 可決
- 6/19
参院委員会審議
- 6/20
参院委員会 可決
参院本会議 可決・成立

実質
2日!

主な内容は 3つ

- [内閣提案] フェアユースモドキの導入
(2013/1/1施行)
- [内閣提案] DVD・BDのリッピング禁止
(2012/10/1施行) ※注: CDは従来通りOK
- [自公提案] 違法ダウンロード刑罰化
(2012/10/1施行、附則の一部は6/27施行)

[内閣提案] フェアユースモドキの導入

- 本家フェアユース (米国)

著作権者に対して、フェアユース(著作権者に損害を与えていない、公正な利用方法である)を申し立てることが可能(フェアユースの抗弁)。日本では、抗弁不可。

- フェアユースモドキ (改正法で導入)

- 偶然の写り込み
- 著作権者に利用を申し込むときの企画書などでの利用
- 製品開発時の試験で利用

「以上、合法にしたから!」
「んなもん、以前から当たり前だろ!？」

[内閣提案] DVDとBDのリッピング禁止

- アクセスコントロールも技術的保護手段であるとした。
DVDのCSSや、デジタル放送のB-CAS等の
暗号解除を禁止
- 法理
暗号化の解除は「著作権等を有する者の意思に基づいて
行われる」ときのみ合法とした。(かなり苦しいw)
- CDは対象外
コピーコントロールもアクセスコントロールも掛かって
いない。

[自公提案] 違法ダウンロード刑罰化

話せば長い

まず、違法アップロード

- 太古の昔からw 違法&刑罰アリ

第百十九条

著作権、出版権 又は 著作隣接権

を侵害した者（中略）は、

十年以下の懲役 若しくは 千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

次に、違法ダウンロード

- 前回の改正で導入済み (2010施行)
以下の場合、私的複製とは認めない。
罰則は無し。

第三十条三

著作権を侵害する自動公衆送信 (中略)

を受信して行うデジタル方式の
録音 又は 録画

を、その事実を知りながら行う場合

そして、違法ダウンロードの一部に刑罰

- 今回の改正 (2012/10/1施行)

第百十九条 3

私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、**二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

- ええと!? コレ↑で分かる人、居る? (°Д°;)

STEP1: 保護対象 = 有償著作物等

有償著作物等

= (

(録音され OR 録画された)

(著作物 OR 実演等 (中略))

AND

有償で

(公衆に提供され OR 提示されて)

いるもの (中略)

)

ようするに、売ってる音楽・動画

STEP2: 対象となるアップロード (1/2)

有償著作物等の
(著作権 OR 著作隣接権)を
侵害する自動公衆送信

- 売ってる音楽や動画の著作権
 - ー 複製権 (丸ごとや一部のコピー、作品への取り込み)
 - ー 翻案権 (ストーリーの改変・換骨奪胎、替え歌)
 - ー 上演権、演奏権 (曲や歌詞や舞踊の使用) …etc.
- 自動公衆送信 = Web、P2P等

STEP2: 対象となるアップロード (2/2)

有償著作物等の
(著作権 OR 著作隣接権)を
侵害する自動公衆送信

- ええと… つまり?
 - **海賊版** (複製を違法に販売)
 - **複製違法公開** (丸ごとコピーを無償公開。いわゆる「割れ(Wares)」)
 - **無許諾の二次創作**
 - …などの音楽・動画をネットで公開したもの

STEP3: 対象となるダウンロード

有償著作物等（中略）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（中略）
を
受信して行う
デジタル方式の 録音 OR 録画

- ダウンロードして、録音・録画をデジタルで行うこと

※ 注: 中間がデジタルかアナログかは規定していない

- 録音・録画 (第二条十三、十四)

録音 音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。

STEP4: 対象となる行為

私的使用の目的をもって、
有償著作物等（中略）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆
送信（中略）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、
自らその事実を知りながら行つ(た場合)

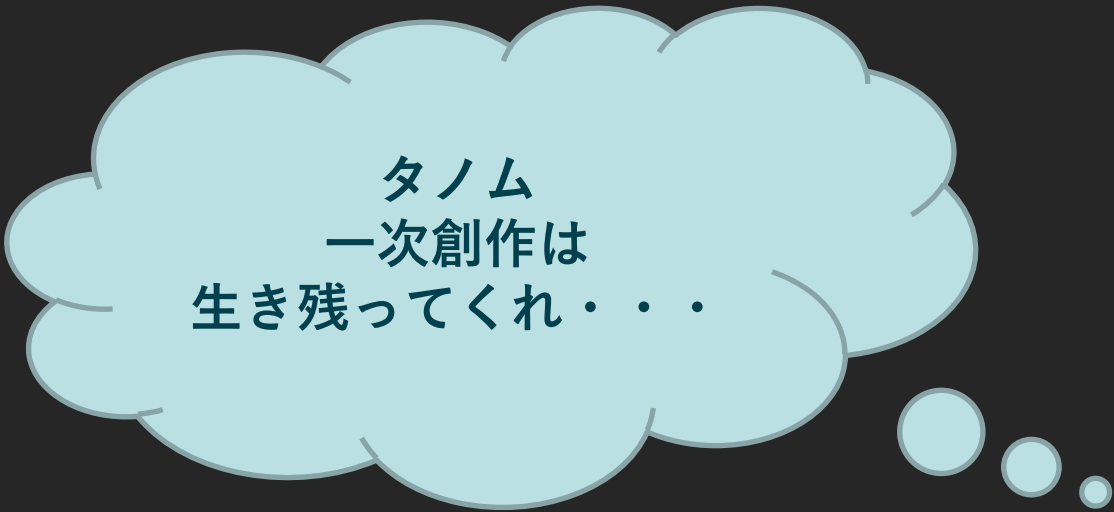
- 私的使用でないなら、もともと著作権法違反。
- ダウンロード前に知らなかったらセーフ！
ただし、「未必の故意」に注意。

※「ひょっとすると違法かもしれないと思った」も危険

ということは…

無許諾の

- ・有償素材を利用したとか MMD
- ・有償音楽の音源を使った ボカロ



タノム
一次創作は
生き残ってくれ・・・

orz

[自公提案] 附則七条 (6/27施行)

第七条 **国及び地方公共団体**は、国民が、(刑罰付き違法ダウンロードの) 防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する **啓発その他の必要な措置を講じ**なければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、**学校その他**の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

- 意識: 違法ダウンロード刑罰化は、国・地方・学校の総力を上げて宣伝するぜ!

[自公提案] 附則八条 (6/27施行)

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

- 意識: 販売サイトは、Lマーク付けろ、Lマークをキャンペーンしろ!
- !? 「えるマーク」?
わたし…、気になります!!



Lマーク推進は、既定路線

- 参院委員会(6/19)

- Q: 水落敏栄議員 「利用者はどれが**違法か適法か区別ができない**と思います」
- A: 河村建夫議員 「防止するための措置を講ずるよう
に努めることを求めている、(中略) **エルマーク**、こ
ういうものが普及されることによってこのような**懸念は
なくなっていく**」
「いわゆる**情報倫理教育**といいますか、また**エルマー
クをどんどん進めていく**」
「罰則の規定が施行されるまでの間に利用するサイト
が**適法か違法かの区別が容易になる**ことが見込まれて
おる」

で、Lマークって？

- レコ協系列の販売サイトに付く
トレードマーク



このエルマークは
レコード会社・映
像制作会社が提供
するコンテンツを示す登録商
標です。

合法サイトのごく一部にしか付かない！

- Lマークが付かないサイトの例
 - 海外の販社、レコ協系列に入らない販社
 - インディーズ レーベルやバンドのサイト
 - 個人や同人のブログ等

Lマークを違法・合法の識別に使ってはいけない!

- Lマーク無しを違法とみなすと、次のような合法ダウンロードが、「違法化」されてしまう!!
 - **海外**の販社、レコ協系列に入らない販社
 - **インディーズ**レーベルやバンドのサイト
 - **個人や同人**のブログ等

一次創作も危機!

法の再改正は至難だけど、
誤った運用による被害は、食い止めよう!!

まとめ

- 違法ダウンロード刑罰化 =
売っている音楽・動画を使った
海賊版 / 複製違法公開 / 無許諾二次創作
を、
著作権違反していると知った上で、
ダウンロードしちゃダメ
- 違法コンテンツは、サイトの外観で区別で
きない。
Lマークで判断してはいけない。